

## 平成 25 年度 第 2 回 仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 25 年 10 月 28 日 (月) 午後 14:00～16:00

会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室

出席委員 涌井 史郎委員, 石田 秀輝委員, 武山 良三委員, 杼窪 昌之委員,  
渋谷 セツコ委員, 渡辺 祥子委員, 飯尾 正彦委員, 巖 爽委員,  
馬場 たまき委員, 庄司 俊充委員, 佐藤 盛雄委員

欠席委員 宮原 博通委員, 志賀 秀一委員

仙 台 市 都市整備局長, 板橋次長, 菊池次長, 相沢次長, 吉野参事  
経済局観光交流課, 建設局道路計画課  
青葉区街並み形成課, 宮城野区街並み形成課, 太白区街並み形成課,  
若林区街並み形成課, 泉区街並み形成課

事 務 局 都市整備局計画部都市景観課

そ の 他 国土交通省 東北地方整備局, 宮城県 都市計画課

### 1. 開会

### 2. 局長挨拶

小島局長

本日はご多忙の中、審議会にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。私は別の会議などで、挨拶をした後中座することもありまして大変恐縮しておりますけれど、今日はフルタイムで、色々とお話を聞かせていただきたいと思っております。

委員の皆様方の任期が 2 年と定められておりまして、今の審議会のメンバーは、今回の審議会ですべて最後となります。色々検討等しておるところでございますが、継続となる先生方も当然いらっしゃいますが、2 年間で振り返りますと、当審議会につきましては、震災の年の 11 月に、現在の委員のメンバーで発足をさせていただき、震災と共に景観の意味についてのご議論を尽くしていただいたところでございます。この間、我々も復興に関しては、色々取り組んできているところでございますけれども、委員の皆様方にも有形、無形、様々な形でご支援いただきましたことを、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

この 2 年間の動きを見ますと、審議会につきまして今日の報告、意見交換もございまして、街並み形成ガイドラインを作っていきたいということ、或いは宮城野通や定禅寺通の景観地区の指定について、それと仙台を代表する中で、最後に残ってございました青葉通の景観についても、ご審議をいただきました。ここについては、地域指導型のまちづくりの新たな試みということで、様々なご議論をいただきながら地域と共に、今取り組んでいるところでございます。

更に、屋外広告物に関しましても、我々の条例、或いは規制内容等が時代

	<p>に合わないというところもあると思いますけれども、幟旗の規制改正、或いは禁止地域内での店舗の広告許可などにつきましてもご議論いただきました。我々といたしましては、屋外広告物と景観は表裏一体と考えておりました。この規制内容の今後の在り方についても活発なご議論をいただきながら、改正すべきところはしていきたいと思っており、そういうことも行わせていただいているところでございます。</p> <p>審議会の議事録等を見ますと、景観というものが静的な景観ではなくて、人の営み、その中での景観と、所謂アクティビティと言うのでしょうか、そういったところを捉えていくべきだというご議論がございました。そういった動き、声は、ごもっともでありまして、我々も青葉通でも取り組んでおりますけれども、単なる街並みの景観ではなくて、人の動き、協働、そういった賑わいとまちづくりを一体と考えていきたいと思っておりますし、委員の皆様方のご意見を踏まえまして、修正すべきところは修正しながら、今後とも取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>本日のご議論を踏まえながら、様々な改正点等々につきましても、次回以降に繋げていきたいと考えておりますので、本日も活発なご議論をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>簡単ではございますけれども、開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>3. 会長挨拶</p>	
<p>涌井会長</p>	<p>涌井でございます。5月28日以来、今年度第2回の審議会であります。</p> <p>今、小島局長からお話があったように、正にこの審議会は震災の年に任期がスタートいたしました。</p> <p>私の記憶を辿りますと、所謂景観の議論が、あの大災害の中で位置づけられるのかということについて、市役所の内部もまた我々も非常に慎重に、或いは大きな壁にぶち当たったような時期もあったわけですが、私はこういう時であればこそ、しっかり景観の議論をすべきだと唱えた一人でありました。</p> <p>可視的には広瀬川を渡って西公園から青葉城の方に向かう国際コンペをした橋をこの間、概成したものを見てまいりました。その向こう側に架かる経済優先の橋と、景観を重視した橋と、それから今渡っている橋、その隣をちょっとよく目を凝らしていただくと江戸時代の橋の柱穴の跡が、広瀬川の岩盤に残っているという三者三様の橋の姿を見ても、仙台市の景観のありようが、しっかり議論されてきたのではないかなという気がするのです。また平成27年3月に、いよいよ国連防災世界会議が開催されるということで、そこでひとつの節目なのかなと思います。</p> <p>確か先々月でございましたでしょうか、石巻や被災地域の瓦礫も含め、瓦礫の償却も一段落して、火納め式がおこなわれたということも聞きました。いよいよ仙台も復興に向けて大きな動きをしていくと考えると、更に街並みの形成なり、或いは文化的な資質、そうしたものを経済活動と調和した形で、どのように品性のある景観を作っていくのかということが、非常に重要な課題になるのではないかな、こんな思いを一層強くしております。</p> <p>今日は二つの議題がございます。この議題はできる限り委員の先生方のご批判も勿論伺って、問題がなければご了解をいただき、そして私を含めて全員が任期ですので、遺言或いは伝承、どちらでも結構ですが、サロン風に次</p>

	<p>に引き継げるような闊達なご議論が、将来に向かっては有効じゃないかと、そのように時間を取る方針で運営したいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、志賀委員、宮原委員の2名が欠席でございますが、委員13名中過半数の11名の委員がご臨席されておりますので、景観条例施行規則第31条第2項の規定により会議は成立しております。</p> <p>また、同規則第31条第1項の規定によりまして、会長が議長となりますので、ここからの議事の進行につきましては、涌井会長に議長をお願いいたします。</p> <p>本日の資料ですが、お手元にA4の次第、委員名簿、それから資料1・資料2・資料3がございます。それから参考資料としてA3版ファイルの地図を配布しています。</p>
<p>4. 議事 (1) 街並み形成ガイドラインの検討について</p>	
涌井会長	<p>さて、本日の議事録署名人でございますが、私と武山委員2名でよろしゅうございますか。</p> <p>では、議事録署名人は私、涌井と武山委員をお願いするということに決しました。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。先程申し上げましたように、まず、街並み形成ガイドラインの検討について、事務局から資料に基づいて説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、街並み形成ガイドラインの作成に向けた取組みについて、これまでの検討経緯を振り返りながら、お手元にお配りの「資料-1」の内容に沿ってご説明いたします。</p> <p>本ガイドラインにつきましては、景観計画本編56ページの「今後の推進方策」にありますように、景観計画の趣旨を踏まえ、個別の地域ごとに詳細な景観誘導を促すものとして作成を図っていくとしております。</p> <p>これまでの検討の中で、平成21年度に行った現況調査をもとに、景観資源の分布や歴史的な町割、現在のまちの特性などから、ガイドライン作成の対象となる地区を設定いたしました。</p> <p>これらの地区について、「街並み形成シート」を作成し、各対象地区の中で優先度の高いところから地域住民との話し合いを進め、長期間に渡る取組みで、最終的に全地区のガイドラインを整備していくこととしておりました。</p> <p>この方針を踏まえ、街並み形成シートの作成を進め、各対象地域の歴史性や特性、地域内の景観資源、ガイドラインにつながるまちづくり誘導部分などをまとめ、4、5年をかけて全地区のシートを作成する予定でした。</p> <p>この街並み形成シートを、地域のまちづくりへの呼び水として活用し、地域住民と協働でガイドラインの検討を行い、強制力のある景観地区などのルールやゆるく誘導するための誘導指針など、さまざまなレベルのルールを包含したガイドラインを、1地区あたり3年～5年をかけて作り上げていくこととしておりました。</p> <p>こうした中で、定禅寺通や宮城野通で既に作成済みで、青葉通で現在検討に入っております。</p>

	<p>平成23年の震災の後、景観部会では、まち歩きをした上で、ガイドライン作成の取組みについての議論を行いました。</p> <p>この景観部会での議論を踏まえまして、街並み形成シートの内容と活用について再検討いたしました。</p> <p>内容については、地域の景観資源を紹介する部分に重点を置き、検討に時間がかかるまちづくりの提案の部分を薄めました。また、活用方法についても、これまでの地域のまちづくりの呼び水に留まっていた利用から、広く一般にも公開し、景観への意識を喚起するために積極的に活用していくと、方向性を修正いたしました。</p> <p>また、地域住民との議論を重視し、全地区のシートの内容を盛りだくさんにするのではなく、地域に入ってガイドラインの検討を進めていくことに力点をおくことといたしました。</p> <p>更に、まち歩きなどの結果を踏まえて、ガイドラインの検討の視点についても、残っている古い遺産だけを見るのではなく、まちの背後にある歴史を踏まえ、点在する景観資源を視覚的につなげていくという視点に立って検討を進めることといたしました。</p> <p>10月18日に開催いたしました、景観部会では、お手元の景観シートにつきまして、委員の皆様から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の総合学習や商店街の街づくり事業など誰もが活用できるようなシートを作成すべき</li> <li>・内容がお役所的</li> <li>・写真は建物のみでなく、イベントなどの文化的なものも掲載すべき</li> </ul> <p>などのご意見・ご指摘をうけました。</p> <p>今後は、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、街並み形成シートの中身を一般公開に耐えうるようブラッシュアップし、活用策を検討してまいります。</p> <p>一方、ガイドライン作成に取り組む地域につきましては、優先度の高い地域を見極めながら、今後個別に当審議会での議論を踏まえて、検討していきたいと考えております。</p> <p>以上、街並み形成ガイドライン検討についてのご説明を終わります。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>様々な経過があり、今ご説明くださった次第になったということでございます。これについてのご意見、いかがでしょうか。</p> <p>本件は色々な意味で皆様のご苦勞の賜物でありまして、整理をいたしますと、地域ごとのガイドラインの作成に向けて、今もご説明がありましたように、その地域特性や歴史性、景観資源を整理・抽出して、それを踏まえて地域のまちづくりの基本的な考え方や方針を、地域の皆さんと共にまちづくりの呼び水にするというツールとして、街並み形成シートを一定の時間をかけて作成をされています。この詳細については、景観部会長の石田先生が大変ご苦勞を重ねて作成をされていますので、石田会長から補足なり、更に思いのたけを含めてご説明をいただければと思います。</p>
<p>石田委員</p>	<p>経緯については、既に今、ご説明があったとおりでございます。前回、時間を2時間フルに使って、部会の中で議論をしたことを、ちょっとだけポイントアウトしたいと思います。足りない部分は、景観部会の委員の方からご</p>

	<p>意見をいただき、他の委員の皆様のご意見もいただければと思います。</p> <p>部会での議論は、大きく三つにわかれたと思うのですが、一つはシートの名前があまりに殺伐としていて、これでは見る気にならないよね。もう少しおらが街を誇れるようなエリアの名前を付けたいよね。ここから逆に言うと市民の方々を巻き込んでということかもしれません。</p> <p>それから、このシートそのものが目的とするものは、決して建物だけではありません。おらが街、おらが通りの文化というのを標榜するのであれば、建物だけではなく無形の価値というようなもの、そういうものも当然載せるべき、或いは自然というものも載せるべきであろうと。そういう視点からすると、守るもの、失ってはいけないという意味で守るもの、それから変えたいもの、或いはクリエイティブという意味では創りたいもの、そういうものをしっかりと搾り出していく、フィルターにかけてあぶり出していく、そういうことをやりたいですよと。</p> <p>3番目は、そういうものをベースにして、市民へのアプローチをしていきましょうと。その市民へのアプローチは、先程言いましたようにシートに載っかる文化をブラッシュアップする、繰り返しますが、創るもの、守るもの、育むもの、そういうものを入れ込むことによって、市民や子供たち、或いは商店街の方々が、これを自慢して、題材にして、色々な話ができる。そうしたことによって、更に質が上がっていく。結果として、そういうものを使って小学校の総合学習なんかの出前授業ができるようにして、やっぱり住んでいる人たちが、自分の街に自信を持つ、或いは自信が持てる、それは決して古いものだけではなくて、新しくつくられるものも含めて、或いは自然というものも含めて、そういう要素がなければ、決してうまくいかないのではないかと。そういうことをこれに、どんどん足していきたいよねというのが、皆様のご意見だったように思います。</p> <p>不足の部分があれば、どうぞ加えていただく、或いは他の方の意見もいただいて、僕も最後ですので、できるだけちっとした意見にまとめておきたいと思います。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございました。こちらの専門部会に属されている、他の委員の先生方から補足なり、或いはそれ以外の先生方に理解をしていただきたいという点がございましたら、付け加えていただいても結構です。大分この間は、活発なご意見がなされたと同っていますし、審議会とはまた違った雰囲気、議論がかなり交錯したとも聞いておりますので、何かございましょうか？</p>
<p>巖 委員</p>	<p>先日の専門委員会の話を今、石田先生がまとめてくださいました。その後思いついたことがございまして、仙台には沢山の大学があって、建築系大学も含めて、それも仙台の大切な資源のひとつだと思いました。例えば大学の産学連携という形で大学生にリーダーシップを取ってもらって、その中で地域住民とか、小学校の子供たちと一緒にこのシートのブラッシュアップにもう少し役に立つことができたら非常に良いんじゃないかと思いました。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございます。他にはいかがでございしますか？</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>前回私も部会に参加させていただいて、皆様のご意見で勉強になった方の人間だったのですが、その後また資料を見ていて、ちょっと気づいたことがあります。今、石田先生がお話されたことに尽きるのですが、具体的なものとして、あの時の専門部会でも建築マップではないものということがあった</p>

	<p>ので、取り上げるものが変われば変わってくるのかもしれませんが、例えば4枚目くらいの地区のシートに「ロイヤルアルパートコートー独特なデザインで目立っている建物」と書いてあるんですね、次の次のページにも「バプテスト幼稚園ー独特のデザインで目立っている建物」とあります。例えばこのロイヤルアルパートコートは結婚式場なんです、建物に携わった方が張りぼてではないものを造りたいという想いがあったなんていうことを漏れ伝え聞いていたことがあったので、なぜこれを取り上げているのかという、景観の精神というか、景観への意識を喚起するような説明が一言あった方が良いのかなど。独特なデザインで目立っているという逆の意味で喚起してしまうような感じもありますので、この解説のところにもう少し突っ込んだ、取材も含めた景観という意識の喚起ができる、こういうことでこれが良いんだよ、取り上げたんだよというのが分るとよいと思います。</p> <p>例えば次の「南町通地区」のKURUXの建物「大きなショーウィンドーが設けられた都会的な黒いビル」とあるのですが、『そのまんまやねん』みたいな感じで、ここはどういう意識で建ててくれたから、この街並みにマッチしているのかみたいなのが、やっぱり提案型としては必要だよなと思います。すみません、言うは易しなんです。</p> <p>あと、私が全くの専門外なので思ったのは、一般の公開に堪えうるという話が先程ありましたが、カタカナ語が「エントランス」はOKだと思いますが、「セットバック」はぎりぎりなのかなど。「ガラスのファサードにケヤキが映る」とか色々書いてあるのですが、わかるけどわからないような。「カーテンウォールに映る緑が美しい建物」見ればわかるけど別の言い方のほうがわかりやすいかもしれません。市民というのは高齢者の方もいらっしゃるの、そこがプラスで感じたところでした。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他はいかがでしょうか？</p> <p>先程もお話がありましたように、これは正にたたき台という風に踏まえてもよろしいですよ？これから更にこれをブラッシュアップしていくという意味では、今、渡辺委員がおっしゃった形容の基準というものを、一体どういう風に市民化する為に統一した方が良いのか、或いは逆に言うと記号化していくやり方もあると思いますし、それはこれからの議論だと思います。</p> <p>併せて折角、学都仙台でございますから、今、大学は地域連携というのを重要視しているの、地域連携の中にこういうものを学生としてどう考えるんだという投げかけ方もあるのかなと思います。これから様々な議論があるかと思えますけれど、いかがでしょうか？</p> <p>私はこれを拝見して、一言だけ申し上げたいのですが、頭を去来したことがあります。それは、1989年にイエローストーン国立公園の中にアワニーという有名なロッジがあるのですが、このロッジに全米の建築家と都市計画家と造園家が集まって、全米の都市がなぜ衰退したのかという議論をしたわけでありまして。この、アワニーロッジでの議論というのが、後々、「ニューアーバニズム憲章」というのに繋がるんですけども。一体そこでどういう議論がなされたのかというと、アメリカの都市の衰退の一番の大きな原因は、実はコミュニティーの衰退、若しくは荒廃、崩壊にあると。それがなぜなのかと言えば、過度な自動車依存に都市の社会資本が傾きすぎて、そして同時に、</p>

	<p>そこに語りかける自然の存在、つまりエコロジカルな要因というものを排除してしまった。その結果、地域の住民が自分の地域に対する誇りや自信を失って、或いは共通の認識を失うことになってしまって、その街に培われてきた、自然との間に培われてきた文化も喪失をしてしまった。これが結果としてコミュニティーの劣化を招いてアメリカの都市が荒廃してしまったんだと。だから、もう一度過度な自動車依存を廃して、改めて歩行なり低速度の都市のしつらえというものを考えて、所謂ランドスケープに配慮したような街をつくることによって、コミュニティーの再生を目指すことが重要であるということが、ニューアーバニズム憲章の骨子なんですね。正に、そういう意味ではこの作業というのは、非常に近いプロセスをとっているのかなと、このような気もするわけでありまして、そんなこともちょっと参考にしながら、ご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>はい、どうぞ。武山委員。</p>
武山委員	<p>富山の方でもいくつもの調査を行っているのですが、そこにお住まいかどうかということが、深刻な問題となっております、要するに住まい手がなくなってきたら、取り壊されて駐車場になるだけという状況なわけです。ですから、まず世帯調査みたいなことが重要になっております。先程から暮らしの景観みたいなものが話題になっております。暮らしの根本となりますと人がどのように生活しているのかということのフィードバックが求められると思います。</p> <p>暮らしをどう落とし込んでいくかというところでよく行っているのが、決めたテーマについての調査です。生垣のあるお宅であるとか、お地蔵様があるところですか、水が流れているところとか、木立で素晴らしいところとか、或いは音を感じるのところとか、そういう生活に何となく繋がるような、ものを決めて、落とし込んでいくとかなり浮き上がってくることがございます。当然、お店等もぜひ入れていただきたいですし、単純ですけども古いお宅をマーキングするだけでも、非常に分布がよくわかりますので、そういうことも一つ手かなと。先程も申しましたお地蔵様は、お祭りにも関わっていますので、その地域でお祭りがどう生き残っているかなどということが地域の景観にどのような影響を与えるかということと関わるかなと思います。</p> <p>それから、今後の方向性として運用になるかと思えますけれども、ここで新しく住宅を整備されるなり、マンションを建てるなりといったことが、景観に大きく関わってくるかと思えますので、不動産業者の方との懇談と言いますか、単にその地域の方というより実際に計画する方々と住民の方々の協議とか、そういうチャンネルを作っていただくと良いのではないかなと思います。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございます。貴重なご意見頂戴しました。</p> <p>その他いかがでございますか？</p>
渋谷委員	<p>専門部会でも、街並み景観シートの表現について沢山の意見が出て、その時も申し上げたんですけど、やっぱりこれが市民の皆さんに景観シートとして渡った時に、心の中で火付け役にならないといけないなと思います。こんなものかとか机の引き出しの中にしまわれてしまうのではなくて、これを見てもう一度回ってみようとか、ここはこう変わった方がいいのではないかと、子供の教育に使ってみよう、大人も集まって勉強してみようというよう</p>

	<p>なシートになって欲しいんです。折角作るわけですから。</p> <p>そういう観点から見ますと先程石田先生がおっしゃったように、その地区の呼び方が「国道45号線地区」だとか、そういう無味乾燥な地域の名前があるので、そう呼ばれた地区の人はがっかりするのではないかと思うので、そこを検討して欲しい。あとブラッシュアップという範囲を超えるかもしれませんが、先程局長が、この頃の仙台市の景観は、凄く動的だと大事なことをおっしゃって、私も正にそのとおりだと思います。市民的なお祭りが音楽の方も三つも四つもあるし、青葉まつりとか七夕まつりも勿論ですけども、大きなものが沢山あって、街の賑わいが盛んになってきている印象を受けているんです。そう思われている市民の方も多と思うので、それを是非、このマップの中に1ページ一つでも良いから、この地区は、そういうお祭りで賑わうところだという何かそういうものを付け加える必要があるのではないかなとお話を聞いていて思いましたそれとここまで出てきて今更みたいで申し訳ないのですが、マップの表現ですが、マップって地図そのもので面白いですよ。地図を読み解くことで、凄くワクワクする感じが出てくるじゃないですか。それを、色々景観資源で隠していると思うんですね。だから、枠なんてどうでも良いから、地図の周りに貼り付けるという体裁にならないものではないでしょうか？自分の関係しているところが見える人は幸いですけれども、隠されてしまっている人ってがっかりすると思うんです。地図はどんなものでも、それをどのように読み解くかはその人の立場によって違うし、新しいアイデアが出てくると思うのでぜひ地図を大事にしたようなマップにしてもらいたいなと思うんです。</p> <p>それともう一つ、それぞれの資源のサブタイトルのように、景観マップだとか、都市景観賞応募物件とかいうのが書いてあるんですけども、これはやめるか、若しくはやるのであったら正しい表現にして欲しいと思います。例えば通町辺りの田崎商店とかが、仙台重要建築物となっていて、横山味噌醤油店も同じ表現で仙台重要建築物となっていますが、横山味噌醤油店は仙台景観重要建造物のはずで、そこが同じ表現では誤解を与えるし、そういうところはやめるか、正しい表現で著すか、どちらかにしていただきたいなと思いました。以上です。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上、特に景観部会の先生方にご意見を頂戴したわけでございますけれども、とにかくここで一つの方向性があるのは、一応この街並み形成ガイドラインについて、ステップバイステップということで、一段目の階段のところぐらいまでは、こういう形で来た。これが今、委員の先生方のご意見を踏まえて、次のステップにどう進めていくのかと、こういうことだろうと思いますが、事務局の方からこれについて、今までの先生方のご意見について、何か所見があれば一言だけお願いをしたいと思いますが。先程も申しましたが、これは遺言、若しくは伝承に関わることでありますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>糸賀課長</p>	<p>責任重大でございますが、毎回部会におきましても、いつも建設的に発破をかけていただいているという風に理解しております。</p> <p>我々といたしましては、資料作りのための資料というところにあまり傾注したくないという気持ちはありますが、それはそれで渋谷委員もおっしゃる</p>



	<p>とおりに、これによって誰かの気持ちが動いてくれるようなものでなければ意味がないというのは、そのとおりでございます。</p> <p>また、今回のものを固まってしまった印刷物として固定してという形には考えていません、ということは、これまでのご説明してきていますが、ホームページでお出ししたりする中で逐次改善を加えたり、皆さんに一回くらいはお褒めをいただけるようなものにしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
涌井会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>これは一つのアイデアで、私は具体的にやったことがあるのですが、模造紙に大体これの概要を書き込んで、ちょっとした展示会みたいなものを3日間くらいやりまして、それぞれの地区の方に、自分たちの心の中にあるランドマークというのはこんなもんだと書いていただく。これは非常に効果があって、よそ者の我々が見るその地区の特性と、地域に住んでおられる方が日常感じるこれが大事だというのは、全く違う場合があるんです。その書き込んでいただいたものを合わせ業にして、一つのマップにするというやり方も、一つの方法としてはあるのではないかなと、こんなような気がいたしますので、そんなことも次年度以降、機会があれば。つまり、自分の街の愛着を他の人たちに知ってもらおうということが、実は自分の街にあるものを守ったり、或いは引き継いでいこうとする意欲に繋がるという、こういう観点がありますので、そういう作業も企画をしていただくと、もっと地域の方々に浸透したマップになっていくのではないかと、という気がしますので、そういうことも検討していただければなという風に思います。</p> <p>はい、どうぞ</p>
武山委員	<p>小学生が一番、街を見ているんですよ。毎日通学していますから。その通学路を記入して、通学路に関する色々なことを子供たちにマーキングさせるというのが、一番良い方法なんですね。</p> <p>あとは逆に高齢者の方々に、昔と変わらずにここにあるねというものをマーキングさせるというのも一つの方法でありまして、子供たちと高齢者をうまくご参加いただく、そういうプログラムを是非使っていただきたいと思っております。</p>
涌井会長	<p>非常に良いご意見を頂戴しましたので、是非そういうことを考えていただいて、より良いものにしていただくということで、今回の件についてはこういうステップということでご承認をいただくことでよろしゅうございませうか？</p> <p><b>【委員 了承】</b></p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今申し上げたような方向で委員のご了解を得ましたので、続いて屋外広告物の規制見直しについてのご議論を、事務局の方からお諮りいただきたいと思っております。</p> <p>前回の審議会におきましては、屋外広告物を業として営む方への指導の強化、或いは屋外広告物についての規制と土地利用の実態の乖離ということがあるので、その制度改善が必要だということと、一方、活発な経済活動、とりわけ中心市街地で混乱と賑わいというのはちょっと違うと。だから、賑わいの演出をはかるためには、広告物というものをもう少しポジティブに捉え</p>

	<p>て、積極的に活用するという考え方もあるのではないかというご議論が交錯したように記憶しております。そういうことを含めて、事務局で更に検討を深めていただいたということでもありますので、その案をご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>(2)屋外広告物の規制見直しについて</p>	
<p>事務局</p>	<p><b>【議事資料2の説明】</b></p> <p>それでは、「屋外広告物の規制見直し～ルール改善に向けた取組について～」と題しまして、ご説明いたします。前回審議会での付議事項につきまして、スライドにお示ししております。</p> <p>まず、大きく3項目ございまして、一つ目「改善指導」におきまして、違反に対する改善指導への取組みの強化に取り組んでいくという旨、ご説明しました。次に二つ目「土地利用との整合等」では、現場の写真等をお渡し、高速道路や学校等、現行制度における問題意識を具体的にご説明しました。最後に三点目「まちづくりの活性化に向けて」では、単なる規制だけではなく、まちづくりの活性化につながる広告物の活用策について、今後検討していきたいというお話をしました。これらの内、前半の二つの取組みの進行状況について、順番にご説明させていただきます。</p> <p>前の二つというものにつきましては、現行ルールとの関係性が深く係わっております。まず(1)「改善指導」につきましては、そもそも違反広告物が存在するというのが背景なわけですけれども、その理由として、例えばルールを単純に知らずに設置している。それから法改正に伴って、それまで適法だったものを是正するための期限を設けておりますが、こちらの期限が切れてしまった。それから、ルールの存在を知っていながらそれを無視する悪質な業者さんが存在する。こういったものが考えられます。これらに対して、ルールを周知したり、是正指導を徹底する、或いは最終的に営業停止などの監督処分や罰則を適用するといった指導強化策とでもいえる対応が考えられます。</p> <p>一方、下側(2)「土地利用との整合」においては、現行ルールにおいて土地利用の実態や現在の広告の掲出ニーズ、そういったものと乖離している背景があるために、ルールを見直すことによってその乖離を近づけましょう、或いは解消していきましょうというアプローチになっております。</p> <p>それでは、一つ目の「改善指導」につきまして、現状がどうであるかについてご説明いたします。</p> <p>違反広告物がある場合、まず違反状態を調査して、是正を求める指導を行っていき、それに従わない場合は、是正命令を検討するといったように、原則としてのルールといったものは、市の指導要領が既に策定済みであります。一方、スライドの右側橙色で示しております部分ですが、指導に従わない場合の営業停止、或いは業の登録取消し、刑事告発による罰則の適用等については、法や条例において規定は存在しておりますが、そこに至る手順というもの未整理となっております。また、広告主等に代わりまして違反広告物の除却等の措置を行う行政代執行という制度はございますが、これについては「他の手段によって履行を確保することが困難である」「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる」といったような、実行に至るまでの厳格な要件がございます。以上から、行政代執行の実現はかなり困</p>

難になっております。このため、赤の点線で示してあります、未整理部分を整理することによって、罰則等が適用されるような悪質な違反状況等に対する対応を内外に示し、厳正に対処したいと考えているというのが現状です。

こうした基準に関して、静岡県をはじめとした前例があり、指導強化に向けた取組みが各自治体で広まっております。こうした他県の基準を参考にしつつ、仙台市版の基準を検討しておりその概略を説明いたします。

まず、他の自治体が制定している基準について説明いたします。条例等で例えば許可なく広告物を設置してはならない、した場合はこういった罰則を科すというように違反行為は規定されておりますが、そうした違反行為に対して、交通ルールの違反のように違反点数といったものを設定します。そして違反を指導する際それらの点数を付し、点数が蓄積されていって一定点数に至ると、営業停止や刑事告発等の処分を行うといったものになっております。スライドの下側で示しておりますとおり、例えば違反点数が10点を超えると営業停止といった風に具体的に基準を設けているというものです。

こちらは、登録している業者に対する処分の一例となっております。そもそも自治体に登録をせず、業を行っている業者も存在するわけですが、そういったものについては、文書指導を繰り返し3回受けた段階で刑事告発の対象となる旨、同様に基準化されております。

以上が他自治体の指導基準の概略となっておりますが、現在仙台市の案では、違反の実態や、業者の悪質性といったものを踏まえ、スライドに示しますような項目を盛り込むことを新たに検討しております。今後更に検討を進め、次回には形としてご報告できればと考えております。(1)「改善指導の取組み」については以上です。

次に項目の二つ目であります、「土地利用との整合」についてご説明いたします。

このスライドでは、前回の審議会でお示しした現行ルールの見直しを要する事項を、列挙しておりました。前回の審議会では、こうした具体例を写真等を交えて詳細にお示しし、委員の皆様から、例えば一方的な規制の緩和ではなく、文化とか地域性、そういったものを踏まえながら時間をかけて議論を推し進めていってはどうかというアドバイスをいただいております。そこでですが、こちらの表に示したとおり、これだけでも8項目ありまして、見直しを行っていくにあたってこういった視点でこれらの問題を捉え、検討し、進めていくことができるかというスタートラインを、分類を整理することによって考えてみました。

まず一つ目のキーワードとして、土地利用の整合をあげております。これは求められる、または認められている利用計画の規制範囲と屋外広告物の規制の範囲が、必ずしも整合がとれていないケースとなっております。こういったものの検討の方向性として、例えば学校や旅館については、規模に応じて建物名称の上限を拡大する。博物館や美術館については、近年の用途の多様性を考慮し、例えばアミューズメント性のある施設については、上限を拡大するという風に、土地や建物の利用の実態を踏まえた上で上限を見直すといった方向性が考えられます。

	<p>続いて二つ目のキーワードとして、観光を挙げてみました。観光促進の観点との整合の範囲で必要性を超えた規制になっていたり、逆に必要なものが認められていないケースが考えられます。新幹線、高速道路からの一律 500 mの規制や温泉旅館、交通の要所における案内看板等が該当しています。これらについては、例えば高速道路については望見・展望・観望できる地域というのが制度制定時の趣旨でありましたが、これらの再確認に基づき必要性が低い地域等について、規制範囲の見直しを検討するという方向が考えられます。</p> <p>それから三つ目の視点として、居住環境・安全確保を上げております。こういった方向から問題を捉えた際、過度に地域貢献活動等を抑制する結果を生んでいないかという視点となっております。第一種低層住居専用地域における電柱等の広告の規制や祭礼・交通安全の幟旗等が該当しています。こういったものも、実際の住民ニーズ等を確認した上でニーズの高いポイントがあれば、別途認めるというような方向が考えられます。</p> <p>以上、分類整理と検討の方向性について、こちらから簡単にご説明いたしました。今回の審議会の議論におきましては、委員の皆様からこうした方向性や問題を捉える着眼点・出発点について、自由なご意見を伺えればと思っております。</p> <p>最後に、今後の検討の取りかかりの一つとしまして、こちらで7月下旬に宮城県屋外広告美術協同組合の関係者の皆さんと意見交換会を行っております。ルール見直しや強化など審議会と同じテーマで業界団体の皆様からも建設的なご意見をいただくと共に、行政への要望等を聞くことができました。なお、こちらには栃窪委員にも組合の相談役として参加いただいております。仙台市のこのような取組みについて、国土交通省でも注目され、日広連、日本屋外広告業団体連合会と国土交通省や自治体職員との全国レベルでの意見交換の動きも出ているようです。本日ご説明したルール強化や見直しについては、こうした意見交換の場なども通し、内外から意見をいただきつつ、進めていきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、事務局からご説明をいただいたように、本件はまだある種の進化のプロセスの過程であると。したがって、これからより熟度の高いものにするために先生方の意見を伺っておこうという主旨でありますので、お気づきの点なり、或いはご意見ございましたら、ぜひ頂戴したいと思います。</p>
<p>石田委員</p>	<p>申し訳ない、前のことを忘れてしまったのだと思いますけれども一つ良いですか。</p> <p>広告に関して違反をして違反点数を設定するというのは、一つ概念ですけども、加害者というのは広告を設置する業者ですか？それとも発注をした人なのか、どちらになるんですか？</p>
<p>志賀技師</p>	<p>ターゲットとして挙げたのは、あくまで業者さんです。</p>
<p>石田委員</p>	<p>業者さんというのは、広告を作る人？</p>
<p>志賀技師</p>	<p>はい、作る人ですが、実際はそのものを出したいという広告主と呼ばれる方々がいらっしゃいます。罰則の適用については、もしそういった方々にも共謀性がみられた場合、例えば刑事告発については併せて適用するといった</p>

	<p>ような他自治体の基準となっております。</p>
石田委員	<p>それは現実的には結構難しいね。栃窪さん、どうなの？</p>
梶窪委員	<p>先生がおっしゃるとおり、現実的なことを踏まえるとなかなか難しい。そして、刑事的な問題となると全国でも数はそう多くないわけです。先程言っていましたけれども、日本屋外広告団体連合会でこれから取り組もうとしていることは、勿論、一応資格がある業者が、それを承知で違反広告物を作っているという現実があり、商売として成り立つために、クライアントに説明しないで建築するということが現実には多々あるわけです。それをクライアントに知らせようという動きを国交省のご指導の下、日広連が主体になってこれから取り組もうとしています。</p> <p>裾野を広げた10年計画みたいな取り組みで、例えば今マス媒体も含めて、広告看板等に興味のある子供たちが、結構多いんですよ。楽しいものも今は出てきていますし。子供の時から、広告物にルールがあるんだということを教えていこうと。具体的どうしたら良いのかというのはこれからで一つの例えで言えば、マスター制度と言うのがありますよね。例えば、宮城県で有名なプロ野球選手は誰だとかを当てると低級から始まって中級、上級と上がりますよね。そういう形で知らしめていけば自然に、波及的に屋外広告にはルールがあるんだと一般の方にも分かるようになるんじゃないかと。これは、本当にそうなれば良いなというだけの理想で走っています。</p> <p>これから現実には動いていきますがその意見交換の国交省の選抜の中に仙台市の糸賀さんが入っているというのが仙台市の先進性だなと思っています。</p>
涌井会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今の意見で石田先生の疑問は氷解されました？</p>
石田委員	<p>いやいや、結局どうするというのは残っています。</p>
涌井会長	<p>そこですよ。事務局からも答えてください。</p>
糸賀課長	<p>はい、実を申しますと大変鋭い指摘のところでございまして、その制度のところでは先頭を走っている静岡でも、業者さんのレベルでいくら点数を付けたり、コントロールしようとしても、結局、不特定多数の方、クライアントに当たる方に、これからどう啓発を図っていくかというのが次の課題だというのは、説明会等でもお話を伺っております。我々もそこが非常に難しいところだと考えております。と、申しますのは、クライアントさんは千差万別といいますか、物を売っている方もいれば、宿泊施設を運営している方もいれば、レジャー施設をやっている方もいれば、千差万別なものですから、一つの括りでクライアントと無理やり名前を付けたとしても、本当に色々な方々がおられる中で、どう周知を図っていくかというのが難しい面はございます。</p> <p>ただ、業界の皆さんからも、特に自分たちは真面目にルールを守ってやっているのに、ポンと来てルールを守ってくれない、そういう方がいるのがあると。そのことによって言葉は悪いのですが、正直者は馬鹿を見るような、そういう制度になって欲しくないというお話をいただいておりますので、我々もこれは違反ですよと言って、即何かいきなり強烈なことをしようというわけではないんですが、どんなにお話しても聞いていただけないような、なかなか困った方については、それなりの対応というのを、その業者さんのみならず、そこから辿っていったクライアントさんの方にも、このやり方は</p>

	<p>問題があるのですとお伝えしていく必要はあるのだろうと。そういう漠然とした全体に対する啓発というのも勿論あって、チラシを最近、区役所に置くようにしているのですが、それによっては、なかなか進んでいかないのではないかと。そうしますと、具体的な、特にお話をするべき方に対してお話をし、場合によっては、そのことを広く皆さんにそういうところでもそういうことがあったよと知っていただくことが、少しピンとしていただけるのではないかなと、そんなことも考えております。</p>
涌井会長	<p>はい、ありがとうございました。 武山委員、何かご意見が？</p>
武山委員	<p>富山県の条例を改正する時に、やはり広告主の責任も追及すべきであるということで、フローチャートに盛り込んであります。何度かの勧告後、従わない場合は広告主の氏名を公表するというフローが来ていますので、そういう手続きがありますよということを示すと、それは一定の抑止力に繋がると思います。</p> <p>ただ、根本的には業者の点数云々もありますけれども、じゃあこの点数を取ったことによって、罰則規定として50万払うかとか、そういうことを具体的に考えた時には、そこまでは到底請求できないわけですね。そうすると、その程度の罰金なら払ってしまえという形ですとか、2回目に点数がたまった時には、3回目には氏名を変えてしまえとか、いくらでも手は変えてくるんですね。ですからそこを追求していくのは、なかなか難しいところがございます。逆に広告主をどう扱うかということが大事ではないかと思えます。例えば、風営法とか薬事法とかで違反をしますと免許の取消となります。宅建業も組合が強固にありますから、そこで営業ができなくなると困りますよね？ですから、広告主が困るような団体において、一定の基準を設けていくというところが、ちょっと回り道にはなるんですけれども、有効な手段であると考えています。</p>
涌井会長	<p>その他いかがでございますか？ 私から質問ですけど、説明資料の6ページ、他自治体の基準概略というところに、違反事項について違反点数を設定、廃業届というのは何？</p>
志賀技師	<p>法律で決まっていますのですけれども、屋外広告業として営業を行うことを辞めますという時に、各自治体の方に廃業届を出していただくというルールになっておりまして、それに関する説明でございました。</p>
涌井会長	<p>そういう意味ですね。だけど、廃業してしまう人に1点あげてもしょうがないじゃない？</p>
志賀技師	<p>そうですね。こちらは、罰則規定ということで自治体の中で全部書いていたものに、杓子定規に点数を付けたということです。</p>
涌井会長	<p>こういうのがくだらないよな。廃業してしまう人に1点あげてもあまり関係ないよな。こういう形式的文言に騙されない方が良いよね。</p>
志賀技師	<p>はい。見直しの際には検討したいと思います。</p>
庄司委員	<p>最終的にはいうことを聞かないような人、或いは12点を超えた方は代執行ということになっていきますけれども、代執行についても、もう少しルール化しておかないと、やっぱりトラブルの元となるのではないかなと思えますので、法的な部分も含めてその辺しっかりと、内規でも何でもルール化をすべきなんじゃないのかなと思えますけれどその辺どうでしょうか？</p>

志賀技師	<p>まず、点数制の中では、行政代執行の方についてまでは盛り込んでいません。と言うのは、行政代執行そのものについて行政代執行法がございまして、法の中でそれを適用するための要件等が、別途定められております。若干、その適用のための文言について説明させていただいたんですけれども、こちらを適用するにあたっては、個別案件によっての事情が多々ありまして、屋外広告物で言いますと極端に基準を違反しているだけでなく、例えばかなり老朽化していて、それをすぐにでも撤去しないとその近くにいる方々が、住宅があったりすれば、それが強風で吹き飛んで、屋根を破壊するような恐れがあるといったような、緊急性を伴うものでなければ適用できないといったような、別付けのルールも多々ございます。そういったものをこの中に取り込んでいくというのは、なかなか困難かなと考えているところがありまして、今のところは盛り込んでいないのですけれども、確かに要件を適用するのがかなり難しいからといって、手を拱いているわけにはいかないといった例も、当然考えられると思いますので、どのように形にできるかわかりませんが、そちらも具体的な類似ケース等を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。</p>
庄司委員	<p>広告だけじゃなく、色々な形の中で違反していても行政は緩いよねという方もいるんですよ。</p> <p>しかしながら、強制的に命令を発して、或いは言うことを聞かないということで、先程あった12点を超えて強制的に撤去したという場合の色々なトラブルも想定されますので、やっぱりその辺考えて、国の基準的なものがあつたとしても、自治体としての形も整備しておくべきじゃないかと思います。</p>
涌井会長	<p>事務局のご説明は、鞭にはこういう種類の鞭があるよと。そういう極端な例としては、代執行というところも視野に入るものがあるよと。こういう例示だと受け止めて良いの？</p>
志賀技師	<p>そうですね、正しく飴と鞭で言うところの鞭という部分です。</p>
涌井会長	<p>要するに、範囲はこれくらいあるという意味で範囲を示したということね。</p> <p>私が思い出すのは、何という漫画家だったか忘れたんですけれども、赤い縞々の漫画家が杉並の住宅地に赤いストライプの住宅を建てて裁判案件になって、結局彼は勝ったんですよ。だから、そういうこともちょっと頭の中に入れるという必要もあるかなと。</p>
石田委員	<p>どうして勝ったんでしょうね？</p>
涌井会長	<p>要するに、表現の自由の方が勝ったということなんですよ。だから、景観の議論というのは、非常に複雑な議論なので、ぜひ検討していただきたい一番重要なことは、先程杼窪委員がおっしゃったように、ベースのところでもラル化を図る、ルール化以前にラル化を図ることの方が凄く大事なので、思い切って仙台市の広告業者さんの方と、この審議会、或いは仙台市と一緒に、そういうことを市民の前で明らかにしていくという、例えばシンポジウムでも。そういうことをやる方が、或いは商店街の有力者の方々にも入っていただいて、どうするんだという議論を一度してもらおうというのもありなんじゃないかなという気がするんですよ。</p> <p>もう一つこの中で整理して欲しいのは、恒常的な広告物として設置されているものと、それから例えば、27年3月に国連防災世界会議をやる時に、やっぱり仙台市がいよいよ防災会議をやるまでの復興に至ったんだと、通りに</p>

	<p>も賑わいの演出をしたいし、会場への案内も明確にしていきたいという、演出としてそういうものをやるとするじゃない。こちら側の規定からいうと、幟旗だやれなんだというものについては、規制すべきだという話になって、自己矛盾をきたす場合も結構出る可能性もあると思うんですよ。ここでも整理しないといけないのは、ある種の例えば祭礼の幟旗とか、地域を活性化して、地域のコミュニティーの熟度を上げるために景観というものを考えるんだと言っているわりには、一生懸命地域が熟度をあげていこうと頑張っているところに、頑張ったらそれは駄目よという風に言われてしまう矛盾が起きないような考え方をどう整理するのか。そうすると一つ整理できるのは、恒常的な永久的な構造物としての広告看板とイベント時のものと、それから公益的な目的性みたいなものと、その三者の間で何が優先されるのかという整理の仕方をしていかないと、自己矛盾に陥ってにっちもさっちもいけなくなるという可能性があるんじゃないのかなと。</p> <p>この辺どうですか？</p>
糸賀課長	<p>ご指摘のとおりでございます。現在の基準の中でも、一時的に祭礼のために掲出するというものが別立てで定められている部分もあることはあるのですが、あまりきめ細かくありません。更にはおっしゃるような大きな会議もございますので、そういった意味では、今までの枠を超えた演出というのが、寧ろ望ましいというケースが出てくると思います。そういったところでぜひ皆さんのご協力を賜りたいというところが、次のところの説明で出てまいりますので、ぜひ前向きな建設的なご協力を賜りますように、お願いしたいと存じます。</p>
涌井会長	<p>はい、どうぞ。</p>
小島局長	<p>全国的には京都で京都市長さんが号令一下で、職員百数十名なのか二百数十名なのかちょっと忘れちゃったけれども、違反の一斉是正というものを、新聞に載りましたけれども、それだけが目的というわけではなくて、そこについては、しっかりと我々としての毅然とした態度をとりますよということ、内外に発信していくことが非常に大事なということがありますので、そういう意味では先程来から出ている内容等について、いわゆる代執行というのは手続き的に非常に難しいところがありますけれども、それも含めて一連の流れとしてマニュアル化して、それを皆さん方に示していくという抑止効果ということが必要かなと。</p> <p>もうひとつは、そうは言っても、先程私の挨拶にも述べましたが、会長からも今ご指摘がありましたけれども、長年の社会情勢の変化とか、それに屋外広告物の規制内容が耐え切れないといえますか、矛盾が出てきているということがありますので、ここは手続き違反だけを一生懸命やるのではなくて、我々として襟を正す必要があるということで、現在の状況に合った、或いは状況に合っていないものを、指摘を受けながら我々としても真摯な態度で見直すべきところは見直しますということが必要であるということで、今回は問題提起としてご意見を賜りたいと思ったところでして、今、涌井会長からもありました、屋外広告物業界と審議会とのコラボでのディスカッションなり、シンポジウムというか、そういったことについても非常に示唆に富んだことですので、我々としても検討していきたいと思っております。</p>
涌井会長	<p>はい、どうぞ。</p>



<p>武山委員</p>	<p>ルール一本やりでなかなか出来得ない部分がありまして、そこが問題になっているわけです。そうした時に、業界団体さんの動きみたいなものが重要になってくるかと思えます。それこそ業界団体に入っている方が、悪さをするという事は難しいわけでありまして、一定の理解を得ているのかなと思うのですが、問題は業界団体に入らない業者の数がものすごく増えてきているということなんですね。昔は相当数の方が加盟されていたのでかなりコントロールが効いたわけですが、今は一匹狼の方が多いのです。逆に言えば、業界団体に入るメリットを、例えば研修会に何回もいかなきゃいけないけれども、団体に入って行政の指導を受けていたら、年に1回だけで良いですよとかね。或いは、今出てきたような国際会議で大きなイベントがあるという時に、このお仕事は業界団体に入っていたらもらえますよというか、うまくそういうメリットを考えていただいて、業界団体の活動をうまく活性化するようなやり方も、一つあるのかなと考えております。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これはBe動詞+ingの話、進行形の話ですから。先生方のお話が出尽くしたと仮定するならば、そのお話を受けて、ぜひこれから事務局が前向きな、適正な飴と鞭に誘導していただければなど。やはりくれぐれも街が整理をされるということの必要性和、一方でまちづくりの活力が維持されるという必要性、これをどういう風に、矛盾しない形で整合化を図るかということが、非常に重要だろうと思えますので、その点に配慮していただいた、好ましい飴と鞭を用意をし、尚且つ、ルール以前のモラルを向上させるための戦略的な手立てというものを、しっかりご準備いただきたいと思えますが、皆さん、そんなところでよろしゅうございますか？</p> <p>【委員 了承】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、これで一応二つの議案は終了いたしました。これからが遺言、伝承の議論をしていただいて、こんなことだけはどうしても言い残しておきたいと自由闊達な意見交換の場にしたいという風に思っております。時間は大体3:45くらいまで、30分間自由闊達に意見交換をしたいと思います。</p>
<p>5. その他</p>	
<p>涌井会長</p>	<p>ちょっと、私の方から冒頭に呼び水と言いますか、誘い水。</p> <p>実はランドスケープという英語が「景観」と翻訳されているのですが、私はあまり正しいとは思っていないんです。なぜならば、ランドスケープというのは「見え掛かり」の話でして、非常に視覚的な観点しか強調していないと。</p> <p>実はランドスケープの語源になっていますのは、ドイツ語のランドシャフトであります。このランドシャフトの更に語源は、オランダ語のランドシャップであります。ランドシャップというのは一体どういう意味かという、当時、風景画という絵画領域がなかったんですね。それが、バスコ・ダ・ガマ以来、ヨーロッパと全く違う風景に出合った時に感動をよんで、これが風景画というジャンルを作って、この風景画のジャンルに対する一つの言葉としてランドシャップというオランダ語が与えられたと。これがドイツ語に移って、ドイツ語にはご承知のように、ゲゼルシャフト、つまり利益結合型社会という意味合いでのゲゼルシャフトとゲマインシャフト、地縁結合型社会</p>

	<p>というものがあって、ゲマインシャフト、つまり土地と自然と人間がうまく共存しあっていて、非常に上手に土地利用をやっている姿。しかも尚且つ、それをベースにしたコミュニティが形成されているゲマインシャフトが、視覚的に映った時にランドシャフトになると。これが正解の意味なんですわね。</p> <p>私はどちらかというと英語の見え掛りが良いとか、見た目に綺麗だというランドスケープとは違いまして、ランドシャフト即ち、自然とそこに営まれている人間社会との関係みたいなものが、コミュニティを含めて上手に人が関わって表現されたものが、景観だという風に思っています。</p> <p>大正時代に三好学という、当時の東京帝国大学の植生地理学者が、景観という言葉を作るわけですね。それは、「観」という字を見ていただくとわかるとおりですが、目で見れば「視」とか「目」という字が入るんですが、「観」というのは、ご存知のとおり、心に映ずる姿、観音様の観。景が心にえざる姿というの、彼はドイツで学んだ人ですから、ランドシャフトを日本語に訳す時に、可能な限り日本語の表現の中にそういう思いを込めたのじゃないかなと。考えて見ますと、「景」という字もよく分解していただくと、京の上には日があるわけですね。つまり、その場所が光輝いている有様という風に捉えれば尚更、意味が深いのではないかなというふうな気がします。これがサロンの議論の引き金になればということです。</p>
武山委員	<p>10年ほど前は、景観計画、景観まちづくりという本がよく並んでいたんですね。ところが最近並んでいるのは、風景計画とか、風景を作ろうとか、市民参加型だとか、そういう言葉に代わってきています。結局、景観と風景という並びでは、景観の方は計画的、景観分析とか景観計画とかそういうのが並ぶと。風景の方は、風景画とかそういったものが並んでいくと。今求められているのは工学的に作ろうというのではなくて、生活に根ざしたような部分。見るだけでなく、風の景色ではないですけども、景色というのは、そもそも気の色と書く部分もありますし、そういう色々な生活の気配であったり、音、水、風、そういった五感に訴えるような、そういうものを含めて日本人は景色として捉えてきたところがあり、そういう豊かな感性を持っている日本人なんだから、もうちょっと今の景色を何とかしたいねというのは、まず根本におきたいと思えますね。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございます。</p>
石田委員	<p>今、豊かであるというのが本当に大事な時代だと思うのですがけれども、私は色んなライフスタイル等もやりながら、豊かであるという構造を一生懸命今、考えているところですけども、幸せというのは1970年代のポジティブ心理学から大体構造がわかっている、半分が遺伝なんですよね。もう生まれつき幸せでたまらないという人が結構いて、大体50%くらいを占める。幸せであるという感覚の5割は遺伝なんですわね。10%が地位や名声。残りの40%が行動変容で、自分が努力をする、或いは他者から刺激をされて幸せだと考える。僕がすごく大事にしたいのは、日本人は生まれつき50%の幸せな人があまりいない。当たり前ですよ。ハラハラと舞い落ちる枯葉にも心を映すことができる、そんな人が生まれつき能天気なわけがないので。だから日本人の場合は、どちらかというと暗いんですけども、その部分を非常に深くものを見ることで豊かになろうとしているのは、歴史的にも明らか。僕は40%の行動変容というのは、凄く最近気になって仕方がなくて、自分でも実践を</p>

	<p>したいと思っているんですけども、その40%の豊かさを担保するためには、一方的に与えるということは豊かにならない。これは僕たち証明できている。要するに、何か超えられる制約がないと人間は豊かにはならない。少なくとも日本人の場合。</p> <p>じゃあ、この制約と言ったら一体何なんだ。例えば日本のお祭りは、フェスティバルじゃないですよ。そのお祭りというのは、我々がしっかりした絆があることを確認する。その絆というのは、この指止まれでは決してなくて、非常に多くのルールがあって、そのルールを守ることによって地域そのものが豊かになる。でも、そのルールというのはいつもある。そのルールを下手に破ると村八分になるとか、そういう制約があると。だから景観というのも僕はいつもそうだと思っていて、自分でうまく風を掴むだとか、或いは道がくねくねしているだとか、或いは日陰を自分で探して涼むだとか、或いは自然というものに寄り添うだとか、そういうことがポジティブな制約になって、それをそこに居る地域の人、或いは観光で来た人たちがちょっと自分の努力によって超えられて、より素敵な景色だと感じられるだとか、或いはより素敵な街だと感じるだとか、そういう概念というのが凄く大事だと思うんですね。</p> <p>それをあまり腑分けのように、武山先生がおっしゃったように分けてしまっただけで、無機物的なものさしでそういうものを計ろうとするんじゃないで、有機的なものさしというのをいつも入れないと見えないのではないかと。言いながら、論文を書く時はどうやって有機的なものさしにしようかと考えるわけですけども、そういう価値観というのをいつも、皆さんがおっしゃっていることはきっと同じことをおっしゃっていると思うんですけども、今我々はどういうものさしで見ているんだ。勿論、経済的なものさしは否定できないんですけども、もっと違うものさしというのを、やっぱり持つべきだろうと。それが、何となくみんな意識をしないで一つのものさしで見えてしまう、或いは欧米とは違う、日本人独特のものさしというのを持つことを、常に意識をしないと我々景観という議論はなかなかポジティブな方にいかないのではないのかなと、そういうことを今の先生方のお話を聞きながら思いました。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>先程「風」という言葉が出ましたけれども、私は「風」というのは、千差万別な個別的な価値をインテグレートする日本人独特の概念だと思っています。例えば、うちの市役所はこうだよなとかとって、市長はこうだから、局長はこうだからとかとって焼き鳥屋で飲んで、最後に幸せになるのが、これがうちの役所だ、風合いだし社風だからみたいなことを言うとみんな納得して帰ると。つまりバラバラであっても、風合いか風味とか、風景とか風土とか、全部「風」が付くと何かバラバラなものが何となく統一されるという概念です。</p> <p>私は昔から、景観10年、風景100年、風土1000年と言っているのは何故かという、実はそこなんです。景観という議論でいうと、ラブホテルとかパチンコ屋の方が面白いということでは面白くないケースがあるんですよ。それが、本当に暮らしと馴染んだ風景と比べるとどうなのと言ったら、明らかに異色だよなと。一番望ましいのは、風土をおじいさんおばあさんに</p>

	<p>して、風景をお父さんお母さんにした景観があると何となく安心。だけど景観だけの魅力と言ったら、それはへんてこりんな建物、より奇妙奇天烈な建物の方がちょっと面白いかもしれないという可能性もあるんですよ。</p> <p>その文脈をどう考えていったら良いのかなというのと、私はよそ者だから余計そう思うのかもしれませんが、仙台市の将来像というのは、勿論県都であるだけじゃなくて、州都になる可能性もあるわけですよ。仙台市の将来像というのは、東京と同じように豊かさをひたすら追い求めて、産業でNo.1になっていくことが、経済力でNo.1になることが仙台ないし東北の目標像なのかというと私はそうじゃないと。私はこの地域の仙台の目標像というのは、東京の人たちにはとても味わえない、深まった豊かさがあるんだよと。30年前に仙台赴任した昔の私の同僚は、みんな、「仙台は良い街だよ。酔っ払って帰ってもタクシーを拾わずに歩いて帰れた。」って言ってました。だから、博ちゃん仙ちゃん色々あるんですけども、みんな仙台が一番良いよと言って、赴任地を選んできたと。じゃあ、今はどうかといたら、今はそんなことは決して言わないんですよ。それだけ仙台は魅力の上で言えば、率直に言って後退しちゃった。だから、もう一回仙台ならではの文化特性を深めていく。となると、自ずと景観形成の目標もそうなる。</p> <p>東京における景観形成の目標は、世界中と喧嘩してでも東京のダイナミズムは絶対負けないという方向が、ひょっとしたら正しいのかもしれない。京都は歴史的風土の中をいかに大事にするか。仙台は共通した目標があるわけではなくて、仙台市ならではのという風に、景観形成の目標を決めないといけない。全国でこうしているから仙台もこうしますというのだと、ちょっと具合悪い。だから先程以来申し上げているように、仙台であればこそというところに焦点を合わせた、フォーカスした景観形成はどうあるべきなのかという議論にしないと、なかなか仙台の魅力が深まっていかないという気がしますけれどもね。いかがなものでしょう。</p>
<p>渋谷委員</p>	<p>仙台に暮らして仙台を生活圏に使っている仙台市民自体が、仙台の魅力というものを、まだよく分かっていないのではないかと自分も含めて思います。仙台市の委員会でお話をしていると、10年前は役所対市民というような構図があったと思います。それを変えていこうということが、色んな自治体で言われるようになってきて、仙台市も努力をした結果、この頃は全然言われなくなった。だけど、それは少し改善されただけであって、まだそういう構図を一般市民の人というのは凄く持っていて、責任を逃れる術をいつも持っているんですよ。この街が良くなるには、仙台市何をやってるのとか、市長何をやっているのと必ず理由が付くようになっていくんですね。だけど、それではいけないと、変えていかなくちゃいけないと思います。</p> <p>今日は屋外広告物のルールの話もあり、ルールも段々整理されて良いと思いますけど、ルールは市民自身にないといけない。市民にはっきりしたものでなくても良い、漠然としたものでも良いから何か夢を持って叶えていけるような、何か目指すものというのがあったらいいと思います。だけどそれは、一つじゃなくていくつもあるんだと思いますし、それを受け入れられる姿勢であって欲しいと思うし、そういうものによって、土壌で野菜が育つように景観というのは育っていくのだらうと思います。だからそういうものをつくっていくのは、こういう専門的な委員会であったり、部会だったりだと思</p>

	<p>ますので、大事に確実に、専門家の意見を沢山聞いて、見えないところで白鳥の足のように動かして、そして優雅な、優雅だけじゃなくて素敵で仙台市になって欲しいと思います。</p> <p>この十年間で、少ないですけども他の国の様子を見させていただくと、歴史を大事にしていった結果の景観でないと、良質なものにはならないんだなということをし勉強させてもらったので、自分も含めてやっていきたいと思っています。</p>
涌井会長	はい、ありがとうございます。その他いかがでございますか。
庄司委員	<p>仙台だけではなく、全国的に高齢化社会になりまして、昔は豊かな元気のある魅力のある街で、みんなそこへ移り住んでいたのが、階段が多くて買い物が大変で、みんながいなくなって空き家になっているみたいなお話もあるんですよ。そういう意味では、仙台市の周辺にも団地が沢山ありますけれども、交通から何から不便で中心部に来るという確率も高まるような気もする街なんですよ。そんな中で27年に、地下鉄東西線の開通であったり、或いは先程お話がありました国際防災世界会議が仙台であるというような中で、色んなバリアフリーも含めて、案内看板も非常に遅れているような感じもいたします。仙台市もタイなどから直行便が来たりして、東京まではいかないまでも、案内看板をもっと整備していったら良いのではないかなと強く感じますね。絵も含めまして、例えば、公園とローマ字で書いてあったり、そういうものがあつたりします。今一つのチャンスと捉えて、しっかりとした交通案内を含め、或いはこれからの高齢化社会も含めた、わかりやすい街角案内といえますか、看板というか、そういうのもきちっと整備していかないといけないのかなと思います。勿論、それにおいては地域の声もしっかり聞かなくてはいけないと思うので、住民重視の案内看板というか、住みやすいまちづくり、誰が来てわかるというのを希望しておきたいなと思います。</p>
涌井会長	<p>確におっしゃるとおり、仙台市版のピクトグラム整備というのは、非常にある種、重要かもしれませんね。例えば高齢者の方ばかりじゃなくて、6ヶ国語をだだ並べた看板を作るよりは、よっぽどセンスのあるピクトグラムの方が非常に有効だというケースがあります。やっぱりある種文化的な都市であるということは、デザインのセンスが良いというのがイコールなので、仙台市が業界も含めて、観光のパンフレットや或いは高齢者の方々に徹底してわからせる絵文字、今、携帯電話で絵文字をやたらと使っているのと一緒に絵文字風のピクトグラムを、どうやって共通したものを作るかというのも、一つの課題のような気もしないでもないですね。</p> <p>景観課長、もう一つ追加して説明したいことがあるんでしょう？それと合わせて、今の話と合わせ業の話だろうと思うので、ご自身の思いも含めてお話をください。</p>
6. 報告事項	
(1) まちづくりの活性化に向けた取組みについて	
糸賀課長	<p>まちづくりの活性化に向けた取組みということで、先程来ご説明してきました制度の見直しのようなものに加えて、これから街を活性化していくために、能動的、積極的或いは建設的に、広告物を含めた演出というものが活用されていくべきではないかと、そういう発想で様々な地元に入ってお話し合いをしてきております。</p>

	<p>ご覧いただいているのは、一番町一番街において、まず見てみましょうと言って一番町の皆さんとアーケードに出て行って、あれは何だ、これは何だというような、現地を見た7月12日の映像でございます。</p> <p>次に映っておりますのが、二度目三度目の勉強会でございます。二度目の時にも、こういったところについては役所が考えることでしょうと、冷たいお話をいただきながらも、いやいやそれでは駄目でしょうと申し上げて、武山先生の講演とか、桴窪さん等にもご参加いただいて、様々なお話をしたところでございます。</p> <p>今までは、一番町のお話でございましたが、青葉通のまちづくり協議会においても武山先生にご講演いただきまして、桴窪さん等にもご参加いただいて、単純な規制の為の規制を仙台市がやっているのではありませんと。街を活性化し、演出していくような方法を一緒に考えていきませんかというようなお話をしてきております。</p> <p>こういったお話というのが皆さんにも段々にご理解いただけてきているのではないのかなと思っております。地元の皆さん全員とは申しませんが、ポツリポツリと自分たちで考えていかなくはいけないのではないかとか、或いは自分たちのチャンネルで演出の方法を教えてくれる先生がいるぞと情報をくれたり、地元の方々が、能動的に動き始めているところがございます。その流れを見ていますと、大きくは二つの流れになってきていると。</p> <p>一つには先程来から申し上げております、街の演出方法について、自由な発想でアイデアが出てきております。アーケード等を含めた商店街を一変させてしまい、みんながえっとびっくりしてしまう、そんなようなことをやりたいといっている方もおります。その為には、一度に制度改正のようなことはできないと思いますので、社会実験ですとか、或いはその為の特例許可のようなことについて、色々と皆様方のご協力をいただく必要が出てくるかもしれないということを、この後の説明で出てくると申し上げたのは、このことでございます。</p> <p>また、先程のご議論の中にもありました、案内誘導サインについても、なかなかわかりにくいよねと、バスの案内も含めて、歩行者のところも含めて、各部局がそれぞれの事業に応じて、ある意味バラバラに検討していたものを、一つのコンセプトで整理していかなくてはいけないよねという議論は、庁内では問題意識として起こっております。その為には、案内誘導サインというのは、さっき申し上げた一番町というような指定したエリアで考えても繋がっていきませんので、一帯…一つの帯と書いてありますが、一つの体というべきかもしれませんが、一体の地域に関するコンセプトに基づいて、しかも部局を跨いだ横断的な一つのコンセプトに基づいて、左から右へ、上から下へ、自然と流れるように誘導されていくような、そういうサインの配置、或いはデザインになっていくように、そういった検討をする必要があるであろうということで、具体的な作業に今、着手しようとしているところでございます。</p> <p>そういったことでこれからも色々と議論が、またご指導をいただきながら展開されていくと思いますので、ご協力を賜りたいところでございます。</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ありがとうございました。 局長が折角最後まで出ていただいているので陳情があるんですけども、</p>

	<p>これくらいの街になったら、都市デザイン室みたいなものが必要なんですよね。それは、景観ということだけではなくて、今申し上げたように、共通したピクトグラムとか、パブリックに関するデザインが、ある程度一定の水準で統一されているということは、市民サービスにももの凄く重要だし、防災行動においても一瞥性があってすぐ分かるというのは、凄く大事なことなので、ここに来るとちゃんと一目瞭然でわかるなというピクトグラムが整備されるということは、凄く大事だと。今、国でも官公庁が国際交流人口を増やそうというので、何がいったい何が重要なのかというと、日本国共通のピクトグラムが必要だということに尽きてくると。そういう国際的な中における日本の動きと、そしてそこを尊重しつつ、仙台らしい、更に肌理の細かいピクトグラムが出てくると、これはよくわかるようになって、そういったものも業界団体と一緒に共有しながら、何かやっていけば。先程言ったルールの形成以前のモラルの形成というか、その部分に凄く意味が出てくるのではないかなと。</p> <p>都市デザインが良い悪いというのは、結構街の魅力に非常に影響してくるので、例えばバスの広告の在り方とか、バスの色であるとか、全てにわたってそういう議論は、多分展開してきて、仙台は品が良いよねという風に。</p> <p>この間、私は仙台に来てびっくりしたのは、先週ですけれども、仙台がえんじ色一色で、えんじ色を着ていないと恥ずかしいくらいの気分になってしまいました。あれもある種の仙台カラーに今やなってきたり、昨日も散々心臓が悪くなるほど仙台の応援をしていましたけれども。えんじ色というのは、あれで仙台市民には仙台の色だという風に、良いか悪いかは別問題として、染み付いちちゃったことは事実だと思うんですよ。だから、そういうことを考えるというのは、武山先生どうなんですか？ご専門の立場から。</p>
武山委員	<p>ユネスコが世界文化遺産で富士山を指定しましたがけれども、今はそういうものだけではなくて、創造都市ということユネスコは指定していついて、これはこれからの都市のいき方として注目されるであろうと。例えば、日本では神戸がデザインであったり、金沢はクラフトみたいなことをテーマに、市民も創造性というのを楽しめるようなことでまちづくりしましょうよと。そういったことが、これからの暮らしや産業を活性化させる大きなエンジンになるということが言われています。じゃあ、仙台でクリエイティブシティーに参加しようとなった時に、仙台は何をテーマにクリエイティブシティーを標榜するのかと。別にデザインだけでなく、食とか舞踏とか色んなもので良いんですよ。何をテーマに挙げて良い。ただ、それをテーマにして市民の方々に賛同を得て、じゃあ仙台はこんなクリエイティブな街にしよう、これがテーマだねと、何をするのかというところ辺から、議論を始めていただいたら良いのかなと思います。</p>
涌井会長	<p>わかりました。</p> <p>では、ご発言を控えておられる方々に、もし良かったら一言ずつ、申し送りなり、遺言なり。</p>
飯尾委員	<p>飯尾と申します。</p> <p>私自身、仙台に来て今年で9年目になります。仙台に来たというのは、東北の中で一番開けているということで選んだくらいで、実際住んでみて凄く住みやすいということがあって、もう一生住んでいきたいと決めております。</p>

	<p>今回の景観のことは、すごく勉強させていただいたんですが、先程楽天の話もありましたけれども、やはり市民が一体となっているというか、仙台市民として共通した何か盛り上がりというか、市民として本当に価値があるというか、生きがいがある、より良い、そういう環境ができれば良いかなと思っております。</p> <p>先程、条例の話も少し出ていましたけれども、私も看板とかこういう審議会に参加させていただいて、結構意識をして見るようにはなったのですが、自分の仕事の面でも、もう少し掘り下げた形で勉強して、また更に意見なり、何かの形でご協力をさせていただければと思っております。</p>
涌井会長	はい、ありがとうございます。
佐藤委員	<p>商工会議所の佐藤と申します。</p> <p>議論があった中で、企業、広告主がこれにどんどん参加をしていかないと、効果は上がらないんだろうなと思っておりました。</p> <p>飴と鞭の部分のお話がありましたけれども、地域貢献していきたいという企業も沢山ありますので、飴の部分も見えるような形になる参加が高まるのかなと。</p> <p>それから、先程先生からお話がありましたように、業界に入っていると、足並みを揃えていこうねという話になるのですが、業界に入っていない方には、なかなか周知がうまくいかないということを考えますと、業界に入っていないと仕事が入ってこないということも制度的にあると効果が上がっていくのかなと感じておりました。</p>
涌井会長	ありがとうございました。
馬場委員	<p>普段は大学の学生と色んな議論をしていますが、NPOで子供たちと関わる機会も多くて、今年は夏に太白区長町で、25人くらいの子供たちと一緒に5回くらいの講座で、景観だったり、街の歴史だったりというのを探して、マップを作ってみようという講座をもたせていただきました。その中で私がとても意外だったのが、子供たちはもっとガンガン見に行くのかなと思ったら、結構おしとやかで言われたとおりお行儀良く回ったんですね。これまた意外だなと思ってましたら、帰ってきた子供たちの感想を見てみたら、一人ずつが、面白そうだったから一人で時間を作って小道に入ってみたとか、商店街のおばちゃんとしゃべってみたとか、色んなことを言い出しているんですね。ふと思ったのは、折角景観の行政が熱いのに、その温度差が市民に伝わっていない。同じように子供たちも景観を見る目を今から学ぼうとしているが、そのチャンスがないんだろうなということを非常に思いました。</p> <p>お願いとしましては、今日のこの形成シートなりを、もうちょっと子供たち用の副読本ですとか、はじめの一步バージョンでも良いですが、折角作るので小中高バージョン、大学バージョン、大人・市民バージョンくらいの感じで展開していただけると嬉しいなと思いました。</p> <p>それからもう一つは、仙台の熱さというのを先生もわかってくださったと思うんですが、石田先生の本と同時に、「仙台ルール」という本もベストセラーになっています。仙台人は非常に共感する部分がある、そういったことも踏まえると、ルールを作るのは良いですし、7月行われている意見交換の機会は非常に素晴らしいと思いますので、仙台の人はこういったルール、こういうのはどうなのといった、歩み寄りなり、すり合わせなりというのが、</p>



	<p>凄くこの後大事な作業になって、それが仙台に根付いてゆく鍵になるんだろうなということを非常に思いましたので、今後もそういった議論を進めていただけたらなと思いました。</p>
涌井会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>段々時間が来ましたので、それではどうしてもこれを言っておかないと死ねないというような、どうしても最後言っておきたいという人がいましたら。大丈夫ですか？</p> <p>では、全員成仏するということでお返ししておきます。</p>
7. 閉会・その他	
事務局	【報告事項】
涌井会長	景観課長からどうぞ一言。
糸賀課長	<p>2年間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>審議会は年間数回の集まりでございますので、どのくらい仙台市の景観に貢献できたのかなとお考えの方もおられるかもしれませんが、決してそういうことはございません。そこかしこ色々な場面で、皆様方のお名前を勝手に使わせていただいて参りました。曰く、審議会の皆さんに説明しなくてはいけないんです、審議会の皆さんは簡単にうんと言ってくれないのです、委員の先生方は本当にうるさがる方々で、特に今期はそうなんですと、そういうことを事前の了解もなしに、沢山の場所でお話をしてきたことを、心よりお詫び申し上げますとともに、どうしてもどこに行っても何かと闘わなくてはならない宿命を持っている仙台市景観行政におきまして、強力な後ろ盾になっていただいていたということを、心より感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>2年前に縁あって、所有者不明の写真やアルバムが山のように積まれているところに遭遇しました。一人の方のアルバムや写真ではなく、沢山の方のアルバムでした。見るともなく拝見している写真の中には、同じ地域ですので共通して写し込まれている、景観や風景といえますか被写体がありました。私はこういうものが、地域の人たちが共通に胸の中に大事だと思っている対象物なんだと、そういうものを守って伝えていくのが役割なんだろうなと思っていたのですが、もっとよく見ている内に、全部の写真に写っていないものと、どの写真にも写っているものがあることに気付きました。写っていなかったのは、撮影者の方です。写っていたのは、撮影者の方のちょっと気障な言い方になるかもしれませんが、思いのこもった眼差しのようなものでした。</p> <p>我々は生きている時、普段生活している時に、ここから150～160度くらい前方をボヤンと見て生きているのですが、写真を撮る時には、ある対象物をしっかりと見て、そこを写したい、そこを記録に残したいという想いで写真に撮るとするのが普通だと思っています。それぞれの方の人生のかけがえない一瞬一瞬、どうしてもここを刻んでおきたい、記録に残しておきたいという時に、背景としてたまたま写ったのも勿論ありますが、意識して意図してここを写したいとお考えになって、お撮りになった背景というものが確かにそこにあり、ですから被写体そのものよりもその被写体を見ようと思った、その人の思いのこもった眼差しというようなものを感じました。その眼差しというのは、恐らく今の時代と一緒に生きている沢山の人たちだけでなく、この時代を築いてきてくださった先人の方々も含めて、もの凄く沢山の方が、</p>

	<p>色々なところから想いのこもった眼差しで、ある方向を見ていた。私はその眼差しの総体のようなところに、ちゃんとその立ち位置に立って、同じ目線で取り組んでいきたいという風に、その時に決めました。不精をしないで、きちんと同じ場所に立って。</p> <p>そして、自分に課したルールというのがいくつかございます。街に出る、人に会え、小さくても良いから形になるものを作っていけ、ディテールで手を抜くな、思い上がるな、慢心するな、押し付けがましくなるな。そうやって、目の前にある一日一日を、丁寧に、誠実に、愚直に、一つずつ乗り越えてきたように思います。今日もそうしています。明日も多分、そうしていると思います。</p> <p>ご縁がありましたら、また皆様方のお力添えを賜りたいと思います。2年間、そして本日はどうもありがとうございました。</p>
涌井会長	<p>どうも、ありがとうございました。</p> <p>それではどうもご苦勞様でした。ありがとうございました。</p>